

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南部町長 工藤 祐直

市町村名 (市町村コード)	南部町 (02445)
地域名 (地域内農業集落名)	南部地区 (門前・沖田面・赤石・玉掛・相内①・二又・古町・大向・正寿寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月18日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業経営体の約58%が65歳以上と高齢化が進んでおり、そのうち、約73%で後継者がいない状況となっていることから、遊休農地の更なる増加が懸念されている。農業経営においては、樹園地が多いこともあり、果樹類による単一経営が約50%を占めており、その他は果樹類を中心とした水稲との複合経営が主体となっている。

今後、地域において持続的に農地の利用を図っていくために、担い手への集積化を図っていく必要がある。また、労働力の減少や高齢化が進んでいることから、労働力の省力化や担い手確保にも取り組んでいくことが重要である。

【地域の基礎的データ】※2020年農林業センサスより

農業者:254人(うち65歳以下106人) 団体経営体(法人等):3経営体

主な作物:りんご、西洋なし、水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は、果樹類を中心とし、単一又は複合経営が行われている地域であり、これらの農業を維持継続、更には拡大していくため、地域内の担い手を中心に、農地の集積化を進め、経営の効率・安定及び所得向上を図っていく。また、農業所得の向上及び農業経営の安定を図るために、労働力省力化のためのスマート農業の推進、高収益作物栽培への転換等を進めるほか多様な取り組みを推奨しつつ、耕作者の確保と農地の保全を図っていく。

また、地域の農業者、中山間地域等直接支払交付金事業の取組組織等と協力しながら農地利用の体制を整えていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	493 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	493 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に可能な限り農用地の集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し貸借を進め、その際には可能な限り担い手への集積を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の取組について、地域の意見を取り入れながら検討していく。また、既存の農道、水路の補修や管理を中山間地域直接支払交付金事業を活用しながら実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら、町、県、JA等と連携し、担い手を確保できる体制を整備するよう努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用はないが、今後農作業を委託できるサービス事業者が現れた際には、地域内で情報を共有し、活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域での鳥獣害の具体的な対策はなく、基本的に各農家で個別対応している。農作物被害があった場合には農作物被害担当部署へ、捕獲等の希望がある場合は鳥獣害担当部署から鳥獣被害実施隊事務局へ連絡し、罠の設置を行っている。
- ③町スマート農業加速化支援事業等を活用し、機械等の導入を図ることでスマート農業の普及に努める。